

## 農業経営基盤強化促進法

### 農業経営基盤強化促進法とは

地域の実情に応じて、農用地等の有効利用を図るため、経営改善に取り組もうとする意欲のある認定農業者又は担い手に農地の利用権を集中化して、農業経営基盤の強化を促進する法律です。

### 申請に必要な書類等

#### 所有権移転

全部事項証明書(法務局にて取得、一筆700円)

印鑑(認め可)

住民票(仙北市外の方のみ)

#### 利用権設定(新規)

要約書(法務局にて取得。一筆500円)

印鑑(認め可)

住民票(仙北市外の方のみ)

#### 利用権設定(更新)

固定資産課税明細書(税務課、各地域センター、各出張所で無料で発行)

印鑑(認め可)

住民票(仙北市外の方のみ)

※申請締切→毎月15日(休日の場合は前日又は前々日)

ただし、7、8月は受付していません。

